

高知市結核定期健康診断事業費補助金交付要綱（平成17年6月6日制定）

改正 平成19年2月27日
平成22年2月16日
平成24年4月1日
平成28年4月1日
令和3年11月22日

（趣旨）

第1条 この要綱は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第60条の規定により学校又は施設の長が実施する定期の健康診断に要する費用に対し高知市結核定期健康診断事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（国、県又は市が設置するもの及び修業年限が1年未満のものを除く。）の設置者
- (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第1号及び第3号から第6号までに規定する施設の設置者

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号。以下「規則」という。）第4条各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の対象としない。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が定期の健康診断を実施するための事業とする。

2 補助対象事業は、毎年4月1日から12月31日までの間（以下「実施期間」という。）に実施しなければならない。ただし、当該期間内に実施できないことについてやむを得ない理由があると市長が認めたときは、この限りでない。

（補助金額）

第4条 補助金の額は、次の各号により算定した額のうち最も低い額に、法第60条の規定に基づき3分の2を乗じて得た額とする。

(1) 次に掲げる額の合計額

ア 医療機関で100mmミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ人数に市長が別に定める基準単価（以下「基準単価」という。）を乗じて得た額

イ やむを得ない理由により直接撮影を行ったときは、直接撮影を受けた者の延べ人数に基準単価を乗じて得た額

(2) 次に掲げる額の合計額

ア 医療機関で間接撮影を受けた者の延べ人数に当該医療機関が別に定める実施単価（以下「実施単価」という。）を乗じて得た額

イ やむを得ない理由により直接撮影を行ったときは、直接撮影を受けた者の延べ人数に当該医療機関が別に定める実施単価を乗じて得た額

(3) 補助対象事業の総事業費から寄附金その他の補助対象事業に係る収入額を控除した額

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、高知市結核定期健康診断事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 結核定期健康診断事業費補助金所要額等調書（様式第2号）

- (2) 結核定期健康診断事業収支予算書（様式第3号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定等）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、
適当と認めるときは高知市結核定期健康診断事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）により、不適当
と認めるときは所定の補助金交付却下通知書により当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。
（交付申請の取下げ）

第7条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、
その内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするときは、当該交付決定の
通知を受けた日から2週間以内に、その旨を所定の補助金交付申請取下届出書により市長に届け出るもの
とする。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかつたものとみ
なす。
（補助事業の変更等）

第8条 補助事業者は、第6条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」とい
う。）について、事業内容を変更（補助金額を増額するものに限る。）し、中止し、又は廃止しようとする
ときは、あらかじめ高知市結核定期健康診断事業変更等承認申請書（様式第5号）により、市長に申請し、
その承認を受けなければならない。この場合において、変更の申請を行うときは、当該申請書に次に掲げる
書類を添付しなければならない。

- (1) 結核定期健康診断事業費補助金所要額等変更調書（様式第6号）
- (2) 結核定期健康診断事業収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更等の可否を決定し、適当と認め
たときは高知市結核定期健康診断事業変更等承認通知書（様式第7号）により、適当でない
と認めるときはその旨を当該申請をした補助事業者
に通知するものとする。

（調査等）

第9条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の
提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了後2か月を経過する日（第3条第2項
ただし書の場合にあっては、市長が指定する日）までに高知市結核定期健康診断事業実績報告書（様式第
8号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 結核定期健康診断事業費補助金精算額等調書（様式第9号）
- (2) 結核定期健康診断事業収支決算書（様式第10号）
- (3) 委託医療機関の発行する請求書又は領収書及び明細書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第11条 市長は、前条の報告があったときは、その内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内
容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、高知市結核定期健康
診断事業費補助金額確定通知書（様式第11号）により補助事業者
に通知するものとする。

（補助金の交付請求及び交付）

第12条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、所定の補助金交付請求書により市長に補助
金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、当該請求のあった日から30日以内に補助金を交付する。

(補助金の交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 規則第4号各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、その旨を所定の補助金交付決定取消通知書により当該取消しをした補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(帳簿書類の整理等)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に関する証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年6月6日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの要綱による改正前の高知市結核定期健康診断事業費補助金交付要綱（以下この項において「旧要綱」という。）の規定は、旧要綱の規定に基づき交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月22日から施行する。